

被害の実態に即した適切な住家被害認定の
運用確保方策に関する検討会（第4回）
議 事 概 要

1. 検討会の概要

日時：平成21年10月30日（金）18:30～20:30

場所：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 9階会議室

出席者：坂本座長、奥田委員、佐久間委員、重川委員、杉山委員、田中（聡）委員、
宇羅委員、田中（健）委員
青木参事官、福井参事官補佐

2. 議事概要

住家被害認定の調査票に関する検討の進め方、標準的な調査票案について事務局より説明後、ご議論を頂いた。委員からの主な意見等は以下のとおり。

<主な意見>

（調査票を変更する際に最低限満たすべき仕様（スペック）について）

○調査票のスペックとしてあげられている「居住者」は、被害認定調査の際には分からないこともある。むしろ、現地でしか分からない「住家／非住家の区分」をスペックとすべきである。

○被害認定調査の経験が無い地方公共団体が独自に変更することは難しいため、スペックを示すのではなく、複数の調査票を示す方が良いのではないか。

○過去の災害において地方公共団体が使用してきた調査票は、使い方のノウハウが蓄積されている。過去使用された調査票の中で、スペックを満たすものを収集し資料集として公表してはどうか。

→運用指針は本年6月に改定されており、過去に地方公共団体が使用してきた調査票のうち、今後もそのまま使えるものは少ないと考えられる。複数の調査票を示すようなことが可能かについては、検討することとしたい。

（判定を実施する場所について）

○災害時の混乱の中では、調査票をエクセルに入力する段階で、多くのミスが発生する。調査を行った調査員自身が被災現場で判定し、役所でその判定を確認する方が良いのではないか。

○被災現場に長時間滞在できるわけではないので、損害割合の計算等の判定は、役所に戻ってから行った方が良いのではないか。

○災害の種類や規模にもよりケースバイケースなので、①被災現場で判定まで行う方法と、②被災現場では損傷面積率等のデータのみを収集し損害割合の計算等の判定は役所で行う方法の両方で検討を進めていただきたい。

（資料3の調査票案について）

○平面図や屋根伏図は描けると思われるが、写真を関連付けるのが難しい。

○図面の描き方については、記入例でうまく示した方が良い。

○平面図等から損傷面積率を把握するのが難しい。把握する方法を具体的に示すべきである。

(より簡易な調査票について)

- 資料3の調査票案は、運用指針に忠実であるが、実際の判定に使用すると時間がかかる。資料3の調査票案についての検討を進めるとともに、より短時間で調査が実施できる調査票の検討を行っていただきたい。
- 損傷状況を示す絵を活用して損害割合の把握を行う方法も検討してはどうか。

(その他)

- 今年の風水害により住家被害が発生した地方公共団体の中には、被害認定についてよく知らないところもあった。今年度検討する調査票についても、公表するだけでなく、きちんと周知していく必要があるのではないか。
- 運用指針及び調査票だけでは分からない被害認定の運用に関する資料を充実させるべきではないか。

本件問い合わせ先

内閣府政策統括官(防災担当)付

参事官(災害復旧・復興担当)付

福井、今西

TEL:03-3501-5191(直通)